

燃えるごみの収集日が変わります

問 環境課 内線 306

10月から燃えるごみの収集日が週2回になります。収集する曜日は各地区で異なりますのでご注意ください。

地区	収集日
太田	月・木
古井・下米田	火・金
上記以外の地区	水・土

※11月7日(土)は処理場の年次点検のため収集しません

- 収集日の午前6時から8時までに指定された場所へ出してください
- 市指定のごみ袋に入れ、自治会名(アパート・マンション名)、氏名を必ず記入してください(粗大ごみシール、ガレキエフも同様)



家屋の滅失・利用状況の変更届

家屋の固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。次のいずれかの場合には、税務課家屋係へ届け出てください。

- 家屋を取り壊したり、相続、贈与、売買などにより名義が変わったりした場合
- 事務所や店舗などを専用住宅に改造した場合
- 併用住宅(店舗兼居住用建物など)を専用住宅にした場合、または、専用住宅を併用住宅にした場合

※登記済みの家屋に変更があったときは、法務局で登記の内容を変更してください(滅失登記や所有権移転登記など)

※法務局ですでに登記の内容を変更した人は、届け出の必要はありません

※届出書は税務課および各連絡所にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます

問 税務課 内線 216

定額給付金の申請期限が迫っています

定額給付金の申請受付は10月8日で終了します。まだ申請をしていない人は、お早めに申請をお願いします。

◇口座振替に必要な書類

申請書、申請者の身分証明書(運転免許証、保険証など)、通帳

◇現金支給に必要な書類

申請書、申請者の身分証明書、受取人の身分証明書、印鑑

※申請者が世帯主でない場合、代理人申請が必要となります

問 定額給付金対策室 28・8592



地震に強いまちづくりを進めましょう

問 都市計画課 内線 259

市では、木造住宅の耐震診断(無料)を実施しています。また、木造住宅以外の建築物の耐震診断(一部助成)や、耐震補強工事助成制度(一部助成)もご利用いただけます。住宅の耐震化は、地震時に家族の命を守るだけでなく隣地の人や道路などへの影響も軽減できます。特にリフォームや建て替えをお考えの人は、耐震診断を受けられることをおすすめします。

◇耐震診断や補強工事について助成などを受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

- ・昭和56年5月31日以前に着工された市内の建築物であること
- ・木造住宅耐震相談士による設計、工事監理が行われていること

※耐震診断の申し込みには、確認申請書類や建築工事契約書、固定資産税・都市計画税納付書などの建築年の分かる書類と印鑑をご持参ください

※補強工事の助成を申請される場合は、木造住宅耐震相談士と十分に打ち合わせを行ってください

※いずれの事業も平成22年3月末までに完了しなくてはなりませんので、リフォームと合わせて耐震補強工事を計画される人は特にご注意ください

※詳細な要件などは、事業ごとに異なりますので都市計画課までお問い合わせください

◇募集締め切り 12月11日(金)まで

※都合により早く締め切る場合があります

